

法人事業税（外国の法人税に相当する税の額）に関するQ & A**Q1**

外国の法人税の額について、法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受けた事業年度において、法人税法第41条により、法人税の所得の計算上損金不算入とされる外国法人税額がある場合、法人事業税の所得割の課税標準である所得の計算はどのように行いますか？

A. 法人税において外国税額控除の適用を受ける場合、外国の法人税に相当する税の額は損金不算入となり、法人税の所得の計算上加算されます。法人事業税の所得の計算においては、当該外国の法人税に相当する税の額は減算しますが、減算する金額（第6号様式66欄（『外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額』欄）に記載する金額）は控除対象外国法人税の額として適用を受ける額（法人税別表4の30欄（（法人税別表4の2付表の38欄）『税額控除の対象となる外国法人税の額』欄）の金額）に限られます。外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由により外国税額控除の対象外となる金額は減算する金額に含まれません。（地方税法施行令第20条の2の17、第21条の5）。

第6号様式66欄を使用せずに第6号様式別表5において所得割の課税標準の計算を行う法人もこれに準じます。

Q2

外国の法人税の額について、法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受けた後の事業年度において、当該外国の法人税の額が減額され、法人税法第26条第3項の規定により、法人税の所得の計算上当該減額された金額が益金不算入とされた場合に、法人事業税の所得割の課税標準である所得の計算はどのように行いますか？

A. 法人事業税の所得の計算においては当該金額を益金に算入します。このため、法人税の所得の計算上益金不算入とされた当該金額を当期の法人税別表4の30欄（（法人税別表4の2付表の38欄）『税額控除の対象となる外国法人税の額』欄）の金額から控除して、第6号様式66欄（『外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額』欄）に記載してください。控除しきれない場合は、控除しきれない金額を、マイナスで記載してください。

第6号様式66欄を使用せず、第6号様式別表5において所得割の課税標準の計算を行う法人もこれに準じて、別表5⑩欄（『外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額』欄）又は⑪欄（『外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額』欄）を記載してください。

Q3

Q2の減額があった事業年度以後に法人税法施行令第26条第1項第2号の規定により、法人税の所得の計算上、減額された外国税額の全部又は一部が益金に算入された場合は、法人事業税の所得割の課税標準である所得の計算はどのように行いますか？

A. 法人事業税の所得の計算においては当該金額を益金には算入しません。このため、法人税の所得の計算上益金算入とされた当該金額を当期の法人税別表4の30欄（(法人税別表4の2付表の38欄)『税額控除の対象となる外国法人税の額』欄）の金額に加算して、第6号様式66欄（『外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額』欄）に記載してください。

第6号様式66欄を使用せずに第6号様式別表5において所得割の課税標準の計算を行う法人もこれに準じて、別表5⑩欄（『外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額』欄）又は⑪欄（『外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額』欄）を記載してください。

Q4

法人税法第39条の2の規定により法人税の所得の計算上、損金不算入とされる外国法人税が課された場合に、法人事業税の所得割の課税標準である所得の計算はどのように行いますか？

A. 法人事業税の所得の計算においても損金不算入となります（減算しません）。

Q5

法人税法第39条の2の規定により法人税の所得の計算上、損金不算入とされる外国法人税の額が減額された場合に法人税法26条第2項の規定により法人税の所得の計算上、益金不算入となる金額については、法人事業税の所得割の課税標準である所得の計算はどのように行いますか？

A. 法人事業税の所得の計算においても益金不算入となります（加算しません）。

（注）各様式の欄の番号は令和4年4月1日時点のものです。改正により欄の番号が変更になることがあります。